

サブスク型生産性向上支援訓練 に 人材開発支援助成金を 活用できます！

(事業主) 社員の教育を上司のOJTに任せきりにしているけど、人手も足りないし、上司が忙しい間の隙間時間を有効に使えたらなあ…

(社員) 上司が忙しい間は、何をすれば…

定額制 (サブスクリプション型) の研修サービスを活用すれば、**隙間時間で訓練を受講できます。**



ネットで検索すると色々なサービスがあるし、社員の教育に使いやすいな！でも、費用が…

① ②
③ ④

人材開発支援助成金 (定額制訓練)を使えば、**訓練費用が助成されますよ！**

人手不足下の社員教育に早速活用してみよう！

人材開発支援助成金

費用の削減も！

**60%
の経費助成**



詳しくは、ホームページをご覧ください。か、**徳島労働局助成金センター (TEL 088-622-8609)** までお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材開発支援助成金（定額制訓練）

人材開発支援助成金の「定額制訓練」では、従業員を対象に、労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするオンライン上の定額受け放題のサブスクリプション型の研修サービスを利用して、職務に関連する訓練を行う事業主に対して助成しています。

助成額

- サブスクリプション型の研修サービスの基本料金等※を対象に助成します。

※ 「基本料金」に加え、「アカウント料」「初期設定費用」「管理者ID付与料金」などのオプション経費も助成対象となります。

経費助成率		生産性要件を満たした場合※	
中小企業	大企業	中小企業	大企業
60%	45%	+15%	

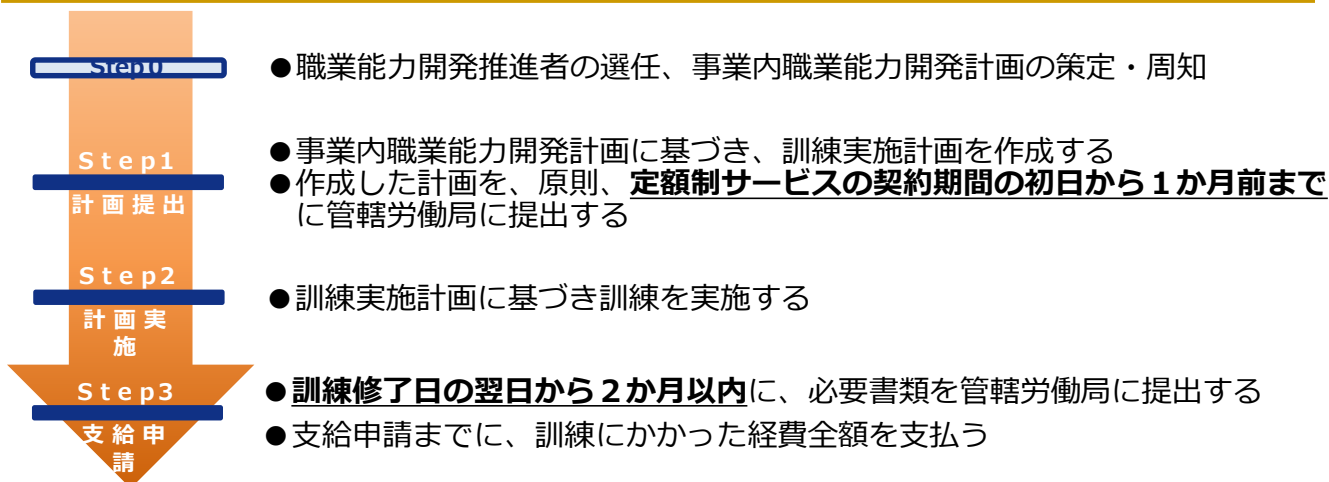
※ 生産性（営業利益、人件費等の付加価値／雇用保険被保険者数）を一定割合向上させた事業主に対して、助成額の引き上げを行う制度

- 1事業所1年度※あたり**2,500万円**が限度額となります。
※ 1年度とは、支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日までのことをいいます。

訓練の要件

- 業務上義務付けられ、労働時間に実施される訓練であること
【ポイント】 所定労働時間以外の時間に実施することも可能ですが、賃金を支払うことが必要です
- OFF-JTであって、事業外訓練であること
【ポイント】 民間の教育訓練機関等、申請事業主以外の者が実施するサービスを利用する必要があります
- 各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数※が、支給申請時において10時間以上であること
【ポイント】
 - ・ 実際の動画の視聴等の時間ではなく、標準学習時間（訓練を習得するために通常必要な時間として、あらかじめ受講案内等によって定められている時間）により時間数をカウントします
 - ・ 10時間に計上することができるのは、職務に関連する内容に限ります

助成金の受給までの流れ



新商品の製造などの事業展開や、デジタル・DX化、グリーン・カーボンニュートラル化の取組に伴い、新たな分野で必要となる知識や技能を身につけるため、サブスク型の研修サービスを利用する場合、経費助成率が75%（中小企業の場合）の「事業展開等リスティング支援コース」の対象となる可能性があります。利用にあたっては**徳島労働局助成金センター（TEL 088-622-8609）**にご相談ください。